

(別紙)

保育士・保育の現場の魅力発信イベント業務委託公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、保育士・保育の現場の魅力発信イベント業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	組織体制	業務が円滑に進められる組織体制やスケジュールとなっているか。	15
3	企画提案の優位性	想定会場や日時、会場案は実現可能性があり、対象となる来場者が見込める周知方法が、具体的に提示されているか。	20
		企画案に独自の提案があるか。	20
		フォーラムやブース設置内容は、保育士や保育士を目指す方が興味をもつ内容となっているか。	20
4	計画性及び実現性	過去の実績等から、十分な実施が期待できるか。	10
		見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	5
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。